

第24期第9回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年3月19日(金曜日) 13:30～14:15

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	宇野賀津美	第18番	松木ワカ子
第10番	古川一豊	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	小泉禮造
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 1人

農業委員 第6番 寺尾俊行

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長 藤 田 和 則 事務局 次長 近 藤 明 美
農政係 長 谷 口 恭 子

4 傍聴者

な し

5 議事日程

議案第 1 号 令和 3 年度新居浜市農業委員会活動計画について
議案第 2 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けの点検・評価と令和
3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第 3 号 農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
報告事項 令和 2 年度新居浜市農業委員会業務報告について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員 18 人、推進委員 14 人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。随分と春めいて参りまして、桜の開花が例年より 1 週間以上も早いのではないかと、あちこちで花が咲いておりました。今朝も四国中央市の方へ農業会議の現地調査ということで行っていたら道路沿いにずっと桜があり、綺麗であると特に早いなという感じがしております。そういった中で、農作業等でお忙しい中を年度末の総会に、ご出席をしていただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、会をした後に皆さんで意見交換会が例年ありましたが、今コロナの影響ということで、以前は 5 人以下で密にならないようにということだったらやってもいいのではないかとお願ひしておりましたが、今はやる

のであれば15人以下でやってくださいというようなことで、我々になりますと倍以上おりますので、なかなか意見交換会ができないということで、皆様方にもご理解をいただきたいと、コロナが収まってくると、そういったことにもいろいろ取り組んでいけますので早く落ち着くのを願いたいと思います。

それでは、ただいまから第9回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見 敏夫委員と横井 直次委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いたします。

それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が3件、報告事項及びその他となっております。総会資料の1ページをお開きください。

議案第1号の「令和3年度新居浜市農業委員会活動計画について」を事務局から提案説明をいたさせます。

藤田事務局長

議案第1号、令和3年度新居浜市農業委員会活動計画について、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う令和3年度新居浜市農業委員会活動計画について当会の決議を求めます。議案第1号のについて説明させていただきます。総会資料2ページをお開きください。

まず、第1、活動方針でございます。日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、改正農業委員会法の施行により、農業委員と農地利用最適化推進委員が選出され、これまでの所掌事務に加え、担い手に対する農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進が大きな使命となりました。

農業の様々な問題について、本市農業委員会は、関係機

関・団体等と一体となってこれらの取り組みを推進し、第24期農業委員会もこれまでの活動を継続していくとともに、農業・農業者の利益代表機関としての役割をさらに発揮し、本市農業の発展・振興に資するよう積極的に活動します。

次に、第2、具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。3ページをご覧ください。

2の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業でございます。

次に、3の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。

最後に、4の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業等の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通しくださいますようお願いいたします。次に、4ページをお開きください。

第3、「令和3年度活動の重点項目」でございますが、3つの項目を重点項目といたしております。

まず、1農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めるとともに、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施し、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見について努めます。また、日頃からの地域の農地パトロールの実施に努め、地域内での情報交換を行

うとともに、活動成果や問題点について、総会において定期的に協議し、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2の農政活動の推進につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について、調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見書の提出に結び付くよう努めます。

また、人・農地プランの実質化に向けて、「地域における農業者等による協議の場」に積極的に参加し、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につながるよう取り組みます。

次に、3の景観形成作物取り組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、景観形成作物（ポピー・コスモス等）の作付けを継続して市内3か所で行い、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持及び農村と都市の景観保全に努めます。また、関係機関に働きかけ、事業の拡大に努めます。

以上で「令和3年度新居浜市農業委員会活動計画」の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました「令和3年度新居浜市農業委員会活動計画」でございますが、農業委員会系統組織等との整合性を考慮しつつ、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。令和2年度の活動計画とあまり変わりはないのですがそういったことについていろいろ取り組んでまいるといってございませぬ。御質問がないようですので、この活動計画について決

定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号「令和3年度新居浜市農業委員会活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料5ページをご覧ください。議案第2号の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

藤田事務局長

議案第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について当会の決議を求めます。議案第2号の議案につきましては、令和3年3月5日の役員会での決議をもとに計画を作成いたしました。総会資料6ページをお開きください。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和2年3月23日に開催しました第23期第36回総会において決定した令和2年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、Ⅰには、農業委員会の状況について記入しております。

次に7ページから10ページをお目通しください。

Ⅱが、担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳが、遊休農地に関する措置に関する評価、Ⅴが、違反転用への適正な対応となっております。

内容としては、現状及び課題、令和2年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する

評価になっております。

続きまして、11ページから12ページをお目通しください。

Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、1が農地法第3条に基づく許可事務、2が農地転用に関する事務、3が農地所有適格法人からの報告への対応、4が情報の提供等になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

Ⅶが地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷが事務の実施状況の公表等について記入しております。続きまして、14ページをお開きください。

ここからは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

令和2年度に作成した目標及び活動計画は、経済部農林水産課が策定している、新居浜市農業再生協議会に係る目標と数値を基準として作成しており、令和3年度目標及び活動計画につきましても、これに準じて作成しております。農業委員会としては目標が達成されるよう、農林水産課及び新居浜市農業再生協議会と協力して推進していくこととなります。

Iは、農業委員会の状況でございます。次に、15ページをご覧ください。

IIは、担い手への農地の利用集積・集約化、IIIは、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。次に、16ページをお開きください。

IVには、遊休農地に関する措置でございます。Vには、違反転用への適正な対応でございます。IからVについては、それぞれ現状及び課題及び令和3年度の活動計画について記入しております。

今後の予定としましては、只今説明しました令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を新居浜

市ホームページに掲載することになります。

以上で提案説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。はい、村上委員さん。

村上委員

16ページのVの違反転用への適正な対応なのですが、表に管内の農地面積876haで違反転用面積が47.9haあるということになっているのですが、違反転用の主な違反というのはどういう違反をやっているのですか。

藤田事務局長

失礼します。違反転用の面積がですね、全部が全部違反転用という確定はできないのですが、今、台帳の地目と現況が違うところ、固定資産税が課税しているのが農地の地目なのですが、実際は宅地であったりそういうところを拾って、それを3年くらいかけて一応航空写真でチェックを入れていっております。農地法施行以前、昭和27年以前から地目は農地なのですが建物が建ったりするところは、施行以前の分で違反転用とは言えないのですが、それ以降に宅地になっていたり雑種地になっている分についてはこの数字でだいたい拾っております。最近、建物を建てたりする時は当然、建築確認があつてその辺を連携していっておりますので、最近建物が建ったりする違反転用はほとんどないのですが、雑種地にしたり駐車場にしたりするところが若干ありますが、それについては農地パトロールとかでも拾っていただいているところもありますので、最近の違反は非常に少なくなっています。以前の分で、それについては積極的になかなかそれを今になって農地に直してくれとい

うのは難しいところがあるので、建て替えであったり、転売されたりする時に地目を直してくださいということでお願いをされていておりますので、違反と思われる面積も年々減ってはいております。あと、農業用倉庫であったり、農業用施設であったりするところについては200平米までは転用がいらぬというのもありますので、その辺りも毎年確認をしながらその中にまだ入っていないかチェックはしております。

村上委員

これは、年度内の違反ではなくて継続されているということですか。

藤田事務局長

はい、そうです。

村上委員

はい、分かりました。

藤田会長

はい、片上委員さん。

片上委員

今、懲罰委員会というのはなくなったのですか。

藤田事務局長

今、なくなった訳ではないのですが、だいたい違反転用を発見した時に古い物だったりして、代が変わっていたりする場合には理由書を付けて県が権利を発動しませんよというところで地目変更ができていますので、最近の事例としてはないのですが、全くなくなったという訳ではございません。

藤田会長

今、いろいろやり取りの中でありますように、家の方は地目は農地なんだけど、それを違反転用をして使い方が変わっていると、それを見て資産税課の方はみなしでだいたいの面積に課税されますから、使用されている方は農業委員会で転用を取ってないのですが、これは宅地になっているとかというような意識がある人が中にはおいでます。今まで出してきて移動であったり準備していく中で調べていたら違反転用になってますということで、地目を変更したり、それと今、局長が言われたように昭和27年以前については、そのままずっときているというのがこういった中にある。航空写真なんかで追っていくと、地目で調べていくとこのような数字が出て

おるといことです。それが、1筆でも少なくなればいいのですが、なかなかそういった中で何かある時にここはこうですよという感じで皆様が地目変更になるようになってくれば数字が変わってくるということでございます。

藤田会長

他にございませんか。御質問がないようですので、この点検・評価と活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料17ページをご覧ください。議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

谷口農政係長

議案第3号農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、令和3年度下限面積（別段の面積）の設定について当会の決議を求めます。

総会資料18ページをお開きください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行うこととなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」により、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年見直すよう指示がありました。そこで今回、令和2年3月23日の第23期第36回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第17条に基づき見直しを行うものでございます。

総会資料19ページをご覧ください。

令和2年農地基本台帳による経営耕地面積に当てはめますと、経営耕地総面積が8万7,923アール、総農家数が2,444戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では35.1%、20アール以上から30アール未満では21.7%、計56.8%であることから、農地法施行規則第17条における概ね総数の100分の40を下らないという内容に従い従来どおり下限面積は、令和3年度も30アールといたしたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございます。議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」ただいま提案説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございませんか。

御質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を決定とさせていただきます。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。資料20ページをお開きください。

令和2年4月から、令和3年3月までの業務について報告いたします。まず、(1)会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されており、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、8月31日には、令和2年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が西条市農協会館で開催され、9名の新任委員さんが出席されました。その

他の会議につきましては資料のとおりですので、お目通しください。

次に資料21ページをご覧ください。

この会議の内容につきましては、役員会を、6月5日、8月5日、10月5日、3月5日に開催いたしました。

次に、(2)総会及び農政関係の開催状況、22ページから23ページには、(3)農地関係の開催状況を記載しておりますが、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、24ページのイの農地の権利移転・設定状況、25ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては2件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明50件、農業用施設証明27件、競売適格証明0件、その他諸証明43件でした。カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

次に、26ページ(4)事務局報告についても、資料のとおりですので、お目通しください。以上で業務報告を終わります。

ただいまの報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、次の、その他に移らせていただきます。報告資料27ページにありますように、農業者年金につきましては、令和2年度の目標数1名に対し、新規加入者は、おられませんでした。

新居浜市の場合、専業農家で60歳未満という条件に合う対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入推進をよろしくお願いいたします。

以上、その他につきまして、何か御質問等はございませんか。

農業者年金につきましては以前から新居浜市は加入者が少ないと、そういった中で加入をしても法人になりますと加入ができませんので、この最近、露地野菜等々で担い手の方が増えてきているので、皆様方もそういった関係の方々に年金について加入促進として加入についての説明いただきたい。詳細につきましては、事務局が、説明をしてお伺いしたり、関係機関等々でもそういったことについても説明に参りますので、そういった対象になる方々が最近増えておりますので促進の方をよろしく願いいたします。ご質問等ございませんか。

はい、神野委員さん。

神野委員

放棄地利用のことでちょっとお聞きしたいのですが、今現在放棄されている農地を見てみると、木とか色々な根っ子の強い草とかそういったのがあるのですが、それを利用するとなると、木とか木の根っことかを排除しなくてはいけない。そういう整備に関して補助とか何かは無いのですか。

谷口農政係長

お答えします。今の現状ではそういった放棄地に関しての補助というのは無いです。

神野委員

それを何とかできる、しようという方向には持っていないものでしょうかね。ここのところ農地を探している人がいて見て回っているのですが、水の取り込みが悪いところとか、木が生えてしまって大きな根っ子が生えていたりして、すすきがいっぱい生えてしまってどうしようもないような所、そういう所を何とか整備できるような、そういう仕組みいいうのを作ってもらった方が利用する人がいる場合は助かると思うのですが。

藤田会長

今、言われる耕作放棄地でそういった状況になっただれにしても所有者の方が保全管理、今の状態では所有者の責任においてやってくださいというようなことな

ので、所有者の方がなかなかできないというのが、神野委員さんが言われるように何かの手立てはないのかと、今の状態では全くないのですが、これから、我々農業委員会とすれば事業計画、事業案というのは難しいので農林水産課の方で新規の施策の1つとして取り組むとか、関係機関への働きかけは我々農業委員会ではできますけど、農業委員会としては経費の支援は出来ないというのが現実です。

神野委員

では、放棄地利用促進とかいろいろ使えるように後継者は使えるようにするためには、そういうようなことをしないとなかなか難しいのではないですか。

藤田会長

農業委員会としての今のところ、そういったことについての事業案もございません。それから、色々関係機関と調整しながら我々も出来ることを考えていったらいい。当面の現場で入っている担当課の農林水産課の方で取組みをお願いするとかいうようなことしか前を向いていけないということですね。

神野委員

現状を見ていくと放棄地というところはだいたいが耕作するのに耕作がしにくいようなところがほとんどみたいなんですよね。そういう働きかけをしてもらったらと思いますけど。

藤田会長

関係機関に対しての農業委員会からの働きかけというのはできますけど、それについていろいろ行動に起こしていくという、それを事業としてというのはこれから考えてやっていく、いずれにしても今の状態ではそういうのも個人の占有物ですから、その責任において保全管理等々をしていただくと、表現が悪いかもしれませんが、家に代々、昔は資産としてあったものが、それを相続していると、皆さんが相続されていった中でそれを守るというか、名義だけを変えてもそれを守らなくてはいけないという意識が非常に低い。土地改良区なんかも非常に困っていると思います。いずれにしても、土地改

良区ができるわけでもないし隣の人が困っているという中で、個人の占有物ですからその方がやっていただかないと、その時に掛かる費用を出しますから隣の人にやってもらうというようなことであればいいのですが、今の状況はそういうところで、今、神野委員さんが言われるように関係機関、そういったことでも取り組み方を考えてほしいと呼びかけはできますけど、そのように出来ていくには厳しい状態ではないかと感じますけど、働きかけはいたします。今、言われるように農地の使いにくいところとか、やりにくいところ、非常に湿田であるとか、段々になっておるとか、水掛かりが悪いとか、色んなことがあるのですが、今新居浜市の方でも単独の土地改良事業でそれぞれが各20の改良区に事業として補助金を出して整備をやっていってもらっているのですが、令和3年度につきましては事業費がコロナ対策ということで全体が25パーセントカット、そこで特に土地改良事業については非常に厳しい枠の中であって、予算が4割減というような苦しい状態になっているのですが、そういった中でも改良区が環境整備に向けて取り組んでいってくれると思いますけど、今言われるように厳しいところとかもありますし、皆さん方で考えていかななくてはいけないのが、農地を守らないかん、残さなくてはいけない農地、農地と言えば環境の保全とか広くなってくるんですけど、個人の占有物なんだけれども、そういった中でそれが出来なくても、この新居浜市のこの地域では、この農地は絶対に残さなくてはいけない、残そうとか、ここはこれから先は厳しいが、なかなかそういったことでは農地が守れないとかいうようなことも出来てくるのではないかと、それを所有者の皆様方と一緒に次の方策を考えていくとか、いろいろ取り組んで行かなくてはならないのでは、特にこれから、人・農地プランの実質化に向けて今船木と神郷が地域での話し合いと

いうようになっております。各校区、各地区の方へ広がっていく、新年度になると思いますが、それを実質化から実行に向けていろいろ取り組んで行かなければいけない。その辺、神野委員さんが言われたように困っている農地とかそういうところももっと分かってそれぞれ農地の実態調査を台帳調査をしたり農地パトロールの中でいろいろ皆さんはつきりとした実質化に向けての話になるとより現実的になって聞こえると思います。そういった中でもこれから農業委員、推進委員の取り組まなくてはいけない仕事はまだ更に増えてくるのですが、そういった中で我々もですし関係機関へも色んな事についても事業等についても取り組んでくださいというのはこちらの方から関係機関へ働きかけはいたしますが、そういったことでございますので、これからも引き続いてそういったことにも取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

以上をもちまして、第9回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員